

「研究活動面における社会との連携及び協力」評価報告書

(平成13年度着手 全学テーマ別評価)

浜 松 医 科 大 学

平成15年3月
大学評価・学位授与機構

大学評価・学位授与機構が行う大学評価

大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

1 評価の目的

大学評価・学位授与機構（以下「機構」）が実施する評価は、大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その教育研究活動等の改善に役立てるとともに、評価結果を社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の諸活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

2 評価の区分

機構の実施する評価は、平成 14 年度中の着手までを試行的実施期間としており、今回報告する平成 13 年度着手分については、以下の 3 区分で、記載のテーマ及び分野で実施した。

全学テーマ別評価（教養教育（平成 12 年度着手継続分）、研究活動面における社会との連携及び協力）
分野別教育評価（法学系、教育学系、工学系）
分野別研究評価（法学系、教育学系、工学系）

3 目的及び目標に即した評価

機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に目的及び目標が整理されることを前提とした。

全学テーマ別評価「研究活動面における社会との連携及び協力」について

1 評価の対象

本テーマでは、大学等が行っている社会貢献活動のうち、社会一般を対象として連携及び協力を意図して行われている研究活動面での社会貢献について、全学的（全機関的）組織で行われている活動及び全学的（全機関的）な方針の下に部局等において行われている活動を対象とした。

対象機関は、設置者（文部科学省）から要請のあった、国立大学（短期大学を除く 99 大学）及び大学共同利用機関（総合地球環境学研究所を除く 14 機関）とした。

2 評価の内容・方法

評価は、大学等の現在の活動状況について、過去 5 年間の状況の分析を通じて、次の 3 つの評価項目により実施した。

研究活動面における社会との連携及び協力の取組
取組の実績と効果
改善のための取組

3 評価のプロセス

- (1) 大学等においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）を平成 14 年 7 月末に機構に提出した。
- (2) 機構においては、専門委員会の下に、専門委員会委員及び評価員による評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会で取りまとめ、大学評価委員会で平成 15 年 1 月末に評価結果を決定した。
- (3) 機構は、評価結果に対する対象大学等の意見の申立ての手続きを行った後、最終的に大学評価委員会において平成 15 年 3 月末に評価結果を確定した。

4 本報告書の内容

「対象機関の概要」、「研究活動面における社会との連携及び協力に関するとらえ方」及び「研究活動面における社会との連携及び協力に関する目的及び目標」は、当該大学等から提出された自己評価書から転載している。

「評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」（「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動等の状況と判断根拠・理由等を記述し、当該評価項目全体の水準を以下の 5 種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・十分に貢献している。
- ・おおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・かなり貢献しているが、改善の必要がある。
- ・ある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。
- ・貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

（「取組の実績と効果」の評価項目では、「貢献して」を「挙がって」と、「余地もある」を「余地がある」と記述している。）

なお、これらの水準は、当該大学等の設定した目的及び目標に対するものであり、大学等間で相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目全体から見て特に重要な点を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「評価結果の概要」は、評価の対象とした取組や活動、評価に用いた観点、評価の内容及び当該評価項目全体の水準等を示している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった大学等について、その内容とそれへの対応を併せて示している。

「特記事項」は、各大学等において、自己評価を実施した結果を踏まえて特記する事項がある場合に任意記述を求めたものであり、当該大学等から提出された自己評価書から転載している。

5 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

対象機関の概要

大学等から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名：浜松医科大学
- 2 所在地：静岡県浜松市
- 3 学部・研究科・附属研究所等の構成
(学部)医
(研究科)医学系
(附属研究所等)光量子医学研究センター
- 4 学生総数及び教員総数
学生総数 1,021 名(うち学部学生数 869 名)
教員総数 278 名
- 5 特徴

本学は医師の地域的偏在の是正と地域の医療水準の向上等を目的とする「無医大県解消計画」に基づき昭和 49 年に設立された県内唯一の国立医科大学である。昭和 52 年に附属病院が竣工、開院し、その後、医学部附属図書館(昭和 53 年)、医学部附属動物実験施設(昭和 54 年)、大学院医学研究科博士課程(昭和 55 年)、医学部附属実験実習機器センター(昭和 56 年)、保健管理センター(昭和 60 年)、光量子医学研究センター(平成 3 年・平成 13 年改組)、医学部看護学科(平成 7 年)、大学院医学系研究科修士課程看護学専攻(平成 11 年)等が順次設置され、現在に至っている。

本学は開学以来既に 28 年の歳月を刻み、その間に大学を取り巻く社会情勢は大きく変わったが、吉利和初代学長と高橋信次初代病院長によって樹立された次の建学の基本理念は現在でもそのまま生きている。「第 1 に優れた臨床医と独創力に富む研究者を養成し、第 2 に独創的研究並びに新しい医療技術の開発を推進し、第 3 に患者第一主義の診療を実践して地域医療の中核的役割を果たし、以って人類の健康と福祉に貢献する。」

本学の研究面で特筆すべきは平成 3 年に光量子医学研究センターが設置されたことであり、同センターと附属病院中央診療施設光学医療診療部は、光技術で世界的レベルにあるこの地域の特長を背景とし、本学における光医学、医療の核として、光学的技術を用いた生命及び病態現象の解明、診断、治療において着実に成果をあげてきた。また、平成 13 年度に治験管理センターが設置され、さらに平成 13 年 12 月に国立大学として初めて臨床第一相試験のできる探索的臨床研究施設(TR)が完成し、創薬から臨床応用の過程で必須な第 1 相から第 4 相までの一貫した臨床治験が可能となった。

研究活動面における社会との連携及び協力に関するとりえ方

大学等から提出された自己評価書から転載

- 1 「研究連携」に関するとりえ方

1) 基本

大学は未踏の分野を探索し先進的な知識を開拓すること、また、得られた知識を体系化すること、それらの結果を開拓のための手法と体系化の手法を含めて共に学生に伝えることを最大の使命としている。また、社会においてそのような知識が必要な組織や個人に対して情報を供給する義務を負っている。さらに、社会のニ - ズを汲み上げて、それに沿った方向に新しい研究を展開し、その結果を社会に還元することも求められている。医科大学としての本学の研究活動における社会との連携協力の目的は、このような営みを医学医療の分野で展開し、I で述べた建学の精神を実現することである。

2) 社会貢献の位置付け

本学では、「高度な先進的医療の推進」「光技術の医学的応用の推進」「QOL の向上を目指す活動の推進及び医療行政への協力」を、全学的に展開すべき研究面での社会貢献活動と捉えている。この 3 つの柱は、研究の大きな方向性を示す指針であり、その中で得られた知見は教育に取り入れるべき材料でもあり、他の社会貢献活動の基礎をなす資源でもあると位置付けている。このような全学的位置付けが明瞭には与えられていないものでも、個々の職員が外部との交流の中で自然発生的に企画し開始した活動についても、上記の大学の目的に反していないものであるかぎり、本学の活動とする合意がある。

3) 活動の組織化

社会連携活動の組織化については、多数の階層的かつ自然発生的なグループが活動を担う形となっているが、その中には、大学首脳部が主唱した組織的なものから、職員個人が共同研究委員会、兼業審査委員会などの許可の下に活動するものまでがある。前者には、予算の傾斜配分を取り入れた研究プロジェクトチームが外部組織と連携するものが含まれる。これは、競争原理に基づく大学の運営という性格を強化するものとの位置付けがなされ、迫る国立大学の独立行政法人化に対する準備でもある。後者には民間組織、病院・企業の支援をするというレベルのものもある。全体として、多数の形態の柔軟な組織が相互に支援しながら、外部と連携していくことで、多様な要請に有機的に素早く最大効率で応えることができる組織形態と考えられる。

4) 施策の考案展開

活動の施策の考案展開については、参与会・運営諮問会議（知事・市長・他大学学長・医師会長・その他）、企画調査室・運営会議（学長・2 副学長・図書館長・事務局長）、中期計画専門委員会などが発案し、トップダウンで展開するものと、全学の教授会、その部分組織としての一般教育、基礎系、臨床系、看護系の各懇談会、連絡会議、各種委員会での発案からボトムアップで展開するものと、2 つの流れがある。最も多いものはこれらの流れとは別の自然発生的、個別的な性格のものであり、その中で生まれる高度の多様性と専門性が複雑な社会の要請に的確に対応することを可能にしている。

2 取組や活動の現状

「社会と連携及び協力するための取組」

1) 情報の提供

インターネットホームページによる研究情報の公開：多数の講座等のホームページが開かれており、研究内容や職員の紹介がされている。

浜松地域産学交流会：大学の研究情報を企業に提供するための大学シーズ発表会（商工会議所等主催）にて医学・基礎医学系での発表を行った（延べ 10 件）。文部科学省主催の産学交流会にも参加（学内 2 件）。

企業グループ向け講演会：浜松機械工業会等で先端医療や基礎医学を解説するための講演等を行った（5 件）。

「高度な先進的医療の推進」としては、高度医療画像コラボレーション・ネットワーク・システムに関する研究、地域情報化サポートなどがある。

「光技術応用」の推進としては、本学で得られた知識や技術を基に、全国の生物学、製薬、試験研究所等の研究者を対象にして毎年 1 週間「光技術の医学生物学応用」のための講習研修会の実施があり、過去 10 年間に 300 名以上の講習修了者、1200 名以上の聴講者を出している。また、浜松ライフサイエンス研究会を主催し、バイオメディカル関連研究の現状解説を企業向け、一般社会人向けに行い、企業等への光バイオ技術の浸透を促進している。年 3 回の講演会には毎回 50 名程度の参加者がある。

「QOL(Quality of Life)の向上及び医療行政への支援」：地域社会と連携して個人の健康的な生活、健全な精神を支えるための講習、フォーラム、セミナー等を展開した。例としては、パーキンソン病の医療診断会と医療相談、静岡県輸血懇話会、寄生虫予防指導セミナー、実践のリハビリテーション技術普及、マルファン・ネットワーク・ジャパンの医療アドバイザー、アイバンク・腎バ

ンク（献腎）活動、白血病登録センター事務局、病院対象の情報リテラシー活動、などの他多数がある。

2) 共同研究

「高度な先進的医療の推進」を目指すものとして、新規血管ステントの開発、ヒトゲノム・再生医療研究事業、地域治験推進ネットワーク事業、探索的臨床研究施設（TR）の開設などの他、計 11 件が進行中である。

「光技術応用」の推進としては、腫瘍の PET 診断の共同研究、分子イメージングに関する地域連携研究がある。

「QOL の向上」としては、DNA の酸化的障害に対する野菜ジュースの摂取効果、浜名湖周辺における異形吸虫感染の疫学、心身医学研究、その他がある。

平成 9 年～平成 13 年の企業との契約による共同研究は 44 件、受託研究は 792 件である。企業からの寄附講座の受け入れは 2 件（浜松ホトニクス社：光量子医学研究センター光化学治療分野、製薬工業協会：臨床薬理学講座、臨床薬理学寄附講座は期間後半には正式講座になった）。奨学寄付金の総計は 19 億 1,139 万円である。

「研究成果の活用に関する取組」

1) 専門知識の提供：多数の講演会、シンポジウム等を開催している。

2) 審議会、委員会等への参加：ネットワーク情報の標準化国際委員会の日本代表の他、多数の医学・医療関係の審議会、委員会の委員を勤めている。

3) 研究成果の提供：「高度な先進的医療の推進」としては、新規癌転移抑制剤の開発、腫瘍マーカー STN の開発、卵巣癌の遺伝子治療などがある。

「光技術の医学的応用」としては、光関連機器の開発や新規開発機器の臨床的な試験など、各研究室単位に多数の共同研究を進めている。ロボット内視鏡下手術の開発・臨床応用、光技術による病原細菌の同定、PET を用いた脳保護薬の脳硬塞縮小効果の検討、テレパソロジーの推進プロジェクト、新規 MR 造影剤の開発、超高開口数対物レンズの開発などを初め、40 件以上の共同研究がある。製品化されているものもあり、特許の保有もある。

「QOL の向上を図るもの」として、癌無料検診、新生児聴覚検査事業、癌感受性の分子疫学などがある。

研究活動面における社会との連携及び協力に関する目的及び目標

大学等から提出された自己評価書から転載

1 目的

(1) 背景

浜松医科大学は、380万の人口を有する静岡地域の医療と社会活動の発展を目的として設立された。この地域は、製紙・製薬・製造業（車、オートバイ、楽器、電子機器）を幅広く展開しており、加えて、海（漁業）と山（茶）へ広がる産業も盛んである。それらに携わる県民の健康増進を目標とすると共に、研究面で広範囲の産業との連携を図ることが求められる。静岡県は光、海、富士を掲げた政策を進めようとしており、また、浜松は日本初のテレビ発祥の地であり、本学近隣には光関連の世界的企業が存在する。このような背景に立って、地域社会との連携を重視するところに浜松医科大学の貢献できる分野があると考えられる。しかし、同時に、日本全国また世界の中でも上記背景と共通した点を持つ地域があり、そのような地域や分野・組織との連携も広く進めるべきであると考えられる。

(2) 研究連携への社会的要請

大学が、社会と連携協力した研究活動において、社会に提供できる内容は広いが、浜松医科大学に特に要請されていると認識される活動には、地域からのものと、日本や世界を含む広域のものがある。

1) 地域的要請

研究進展のためのアイデアの提供、新しい研究の流れの把握、研究結果発表のノウハウ、オリジナルな研究装置の供与、特殊データの高度な解析、臨床応用研究への協力、新開発装置の実用試験、研究のレベルや歴史的価値の評価、光技術の医学応用（特に光量子医学研究センター等）、薬効試験（臨床試験センター等）、県民の健康増進のための疫学研究（看護学科等）、中核病院としての高度な機能を目指す先進的医療研究（附属病院へ）、県全域のネットワークづくり（医療情報部へ）

2) 広域的要請

新しい手法のノウハウ開示、高精度な測定法の移植、新しい高価値物の開発、規準・ソフト・標準手続の設定、医学生物学の光応用研究法の普及、薬剤の品質安全性試験（対応は、個人単位、講座単位、病院各科となる）

(3) 大学の提供内容や方法のもつべき基本的性格

内容、方法などの基本的性格は、学問的であること、オリジナリティの高いこと、世界に通用すること、歴史

的に価値のあること、人類への福祉に貢献することである。これらの目的は大きく高邁であるために、ともすると大学と地域や大学と他の組織との解離を生む危険もある。独善に走ることをないよう、研究活動における社会との連携の目的は、特に納税者（納税企業）の現実的なニーズに応えることを意図するものである。

(4) 以上のことを背景に、浜松医科大学において掲げる、研究活動面における社会との連携および協力の目的は、次のようにまとめられる。

高度な先進的医療における知の開拓と配布
光関連・製薬関連産業育成と企業活動の振興
個人生活のQOLの向上と医療行政への協力
これらを実現することを意図したい。

2 目標

上記のような大学の目的に鑑みて、本学の社会との連携および協力のための具体的な目標、すなわち達成しようとする成果を、下記のように設定する。

(1) 高度な先進的医療に関連した知の開拓とその配布を目指すための共同研究の推進

1. 治験体勢を整えトランスレーショナル・リサーチを進める
 2. がん遺伝子と新機能性蛋白の研究を進める
 3. がんの診断や治療法の開発を進める
- これによって、新しい医療を目指す。

(2) 光関連と薬剤関連の企業活動振興と新産業育成のための共同研究の推進

1. テレパソロジーの推進
2. PETを用いた新薬効果の検討
3. 内視鏡や顕微鏡光学装置の開発と高度な応用
4. 光技術の各種検査への応用

これによって特許の取得や新製品化を目標とする。また、将来の企業化や製品化を目指すための共同研究、新興産業の研究会、技術研修会等の支援を含む活動を行う。

(3) 個人生活のQOLの向上と医療行政への協力の推進

1. テレメディシンを用いた遠隔過疎地医療への支援
2. 移植医療の推進
3. 難病治療支援とネットワークづくり
4. 健康づくり施策へ向けた各種基礎調査

これらの活動と関連して、講習会、相談、検診等を実施する。

評価項目ごとの評価結果

1. 研究活動面における社会との連携及び協力の取組

目的及び目標の達成への貢献の状況

運営会議は、大学の目的及び目標に沿った適正な活動計画の企画立案を教職員が参加して検討しており、全学運営の中核となっている。また、連絡会議では、個々の共同研究や受託研究の取捨選択を検討し、計画の適切性を審査している。これらの会議は概ね2週間に一回ほど定期的に行われており優れている。

高度先進医療の研究においては、企業等と共同して臨床研究を進めている。例えば学内の複数の部局が光増感剤を用いた癌の光線力学治療（PDT）を担当しており優れている。

治験管理センターの探索的臨床研究施設は、国立では初の機関であり、民間の支援も受けて設立された。治験管理センターでは、通常の治験管理業務を実施すると同時に、治験コーディネータを育成したり、治験方法そのものの精度向上を目指した研究を実施できるようになっており優れている。

光技術応用の取組は、光量子医学研究センター運営委員会及びメディカルホトニクスコース運営委員会で検討している。また、同コースの講習会は、光量子医学研究センターと生理学第一講座が計画・準備し、メディカルホトニクスコース運営委員会がこれを承認する体制となっており、受講する大学教員、企業の研究部員などがテーマを持って参加し、ワークショップの様相を呈しており優れている。

QOLの向上について、個々の研究講座は直接保健所や地方自治体と連絡をとり、自治体の広報誌などによって地域住民に対する広告をし、相談会等を開催しており相応である。

ニーズを取り込むシステムとして、運営諮問会議や運営会議、地域の医師会、病院、企業等との不定期的な話し合いが機能している。特に運営諮問会議では、学長・県知事レベルの高い視点からの諮問を行い、地域の産業活性化にも一役かっている。また、活動の中心となる各担当者が、共同研究等の相手方等との個別の反省会、懇談会等の会議やアンケートにおいてニーズを取り込んでおり相応である。

企業側のニーズは、書面として共同研究委員会（連絡

会議）に提出され、さらに特別なニーズがある場合には大学の研究担当者を介して伝えることもでき相応である。

設備・施設の有効利用として、光イメージングをテーマとする実習も行う講習会においては、光量子医学研究センター内の研究棟及び先進的光学顕微鏡装置等を活用し、研修効果を高めており相応である。

新薬の使用試験においては、治験管理センターが中心となって、企業から奨学寄附金を受けて作られた探索的臨床研究施設を使用して研究を進めており優れている。

適切な計画・準備・責任体制として、テレパソロジー推進計画は、浜松ホトニクス（株）と、救急部に設置されている電話回線モデムを利用した救急支援プロジェクトで、共同研究企業側との打合せや、大学執行部及び企業の取締役等の責任者から中堅管理者までが一堂に会する「推進計画検討会議」において検討しており、優れている。

PETを用いた各種薬剤の効果、分布の測定に関する共同研究においては、近隣の浜松ホトニクス（株）の小動物用のPET装置を利用できるようになっている。また、薬理学講座が薬剤提供企業と光計測器企業の仲介する形で相互関係を形成しており優れている。

地域に適した活動として、地域の企業ヤマハとの補聴器の共同研究、イメージング技術関連の共同研究、また、県立がんセンターとの共同研究、さらに、薬理学講座の展開している静岡県の推進している医学・理工学等の最先端の科学技術を生かした研究開発の促進と医療関連産業の進行を図ろうとするファルマバレー構想へ協力しており優れている。

貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、取組は目的及び目標の達成に十分に貢献している。

特に優れた点及び改善を要する点等

浜松という地域社会の特徴に着目し、光技術、精密機械等の地場産業を生かして、医学と理工学の学際領域で高度先進医療の研究、イメージング技術関連の共同研究等、地元企業と巧みな研究連携のネットワークを構築しており特に優れている。

2. 取組の実績と効果

目的及び目標で意図した実績や効果の状況

産学交流会において、高度な先進医療、光技術応用、QOLの向上の3目標に関して、研究情報を企業側に流している。これは1回ではあるが、商工会議所主催の講演という形で行われ、自由参加企業約30社約50人の参加者に対し、大学側から研究内容の発表を行った。その結果として、地域企業からいくつかの反応があり、実際に共同研究契約締結に至ったものが2件、更に2件が交渉中であり相応である。

情報の社会への提供のために各講座等が開いているホームページでは、発表論文や研究内容の紹介を行っている。アクセスの統計を取っているものでは、過去2年間で10,000件を超えるものがあり相応である。

QOL向上のため、各種難病相談会や、静岡県及び浜松市の登録衛生検査所の精度管理調査事業の企画立案などが行われており、正規の診療活動を超えた社会連携活動として評価できる。また、地域病院や医師会と共同の各種ネットワーク活動が実施されており優れている。

臨床試験の取組については、第1相試験を行う探索的臨床研究施設を国立大学として初めて開設したことに伴う企業（製薬会社）への説明会を平成14年3月に開催し、54企業71名の参加者を得た。また、治験管理センターの現状に対する製薬会社へのアンケート調査を平成13年に行ったところ、ヒアリング及びモニタリング・監査時の対応、データマネージメントの質、必要文書の保管に関して関心が寄せられ、満足度が高く優れている。

浜松ライフサイエンス研究会は、浜松医科大学が幹事となり、8～10の企業や社会的団体と共同運営し、企業や一般を対象に、バイオ・医療関係の講演会を開いている。研究会は過去19年間継続しており、年3回以上の講演会を開いている。毎回30～60名の参加があり、参加者数も維持されているので満足度は高く優れている。

光技術応用の講習会については、協力企業の数が増加傾向にあり、参加者のアンケート結果も概ね良好であり、メールによる礼状も多い。定員オーバーで参加できなかった者から苦情も出るほど、好評であり優れている。

新薬の臨床試験は平成12年度受入件数21件、平成13年度受入件数41件と約2倍になっており優れている。

研究を目的とした奨学寄附金は、科学研究費補助金（13年度215,900千円）に比べ2倍以上の受け入れ額と

なり研究推進に役立っており優れている。

学術論文発表のうち、産学連携に起因するものの全体に占める割合は、平成10年度12.6%、平成13年度25.0%と増加傾向にあり優れている。

審議会、委員会への参加としては、ネットワーク情報の標準国際化委員への日本代表となったり、医療情報の流通の標準化に寄与したりしており相応である。

癌転移抑制剤の開発、微弱光測定による病原細菌の同定法の開発、PETを用いた多数の薬効の研究などの研究を推進し、実際に新薬・新製品の開発に成功しており優れている。

難病の医療相談会の実施回数が年々増加しており、脊髄性小脳変性症においては平成12年度48人、平成13年度120人となっており、効果としては、同疾病の患者さん同士の交流会、患者会が出来上がり自主的な活動となってきており優れている。

受託研究の受入れは平成10年度、共同研究の受入れは平成11年度に落ち込みはあるものの、それ以後、金額ベースで増加傾向にあり、受託研究は平成13年度128件(209,026千円)、共同研究は平成13年度9件(20,808千円)となっており、これらの実績は優れている。

講演内容から企業としての将来方針を立てる参考情報が得られること、PETでの豊富な実験データの提供、超高開口数対物レンズの外部での評価、QOLでは筋ジストロフィ協会との連携における参加者の増加など、連携相手の得た効果は大きく優れている。

■実績や効果の程度（水準）

本評価項目における評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果が十分に挙げられている。

特に優れた点及び改善を要する点等

治験センターでの新薬の臨床試験は、依頼企業の満足度が高く特に優れている。

浜松ライフサイエンス研究会は、過去19年間継続しており参加者の満足度が高く特に優れている。

3. 改善のための取組

目的及び目標の達成への貢献の状況

取組状況や問題点を把握する体制や取組として、運営諮問会議は問題点等を把握するために設置されているが、学外者を一堂に招いて行う2時間ほどの会議であり、具体的・実質的な問題は、随時行われている学内での各種会議、懇談会、企業トップ等との電話・面談による話し合いに委ねており問題がある。

治験管理センターにおいては、治験依頼者及び被験者とのやりとりで問題点を把握し、改善につなげており相応である。

研究遂行に関する業績集を作成し、自己申告制による活動状況の把握が行われている。教育研究基盤校費（傾斜配分）による研究プロジェクトの配分に把握した状況を反映させ、また、優秀者には特別昇給などの実施を施すことで、改善に結びつけており優れている。

平成10、12年度に自己点検・評価を行い、報告書を刊行しているが、研究連携としての内容は共同研究のみであり、その他の取組や活動について自己点検・評価は行われておらず問題がある。

事務局の庶務課研究協力係（3名）と産学連携担当職員（常勤1名、非常勤1名）が配置され、社会連携における状況把握を行っている。研究室の研究成果の内、どの部分が産学連携によるものかの把握が難しいが、何とかデータを把握しており相応である。

実績や効果が不十分な点については、運営会議で原因分析を行うが共同研究等の相手方と直接話し合ったり、大学と企業の代表クラスにより、実質的な対策を検討しており優れている。

光量子医学研究センターが主催している光技術応用のための講習会においては、メディカルホトニクスコース運営委員会が、事前の検討と事後の討議を行い、次年度の活動の改善を図っている。また、参加者へのアンケートを基に改善が検討されており優れている。

QOLの向上を目指す活動では、卒業生や県内の病院等をメンバーとした難病対策ネットワークが立ち上がり、このホームページを介してメンバーが意見等を交換し、改善のための資料としており相応である。

特許の取得に関連する発明委員会においては、教員等の発明に係る権利の帰属等に関し審議を行っており、学長以下、教員計14人で構成され、開催状況も毎年微増

しており相応である。

高度先進医療の推進については、高度先進医療委員会において審査申請案件に対して問題点等を把握する体制となっており優れている。

光技術の医学応用に関しては、年に1回メディカルホトニクス・シンポジウムを開き、企業側と大学側研究者が一同に会して、3件程度のプレゼンテーションに対し検討している。また、学長と企業側責任者との月1回程度の懇談も行っており相応である。

テレパソロジーの推進プロジェクトにおいては、大学執行部と相手企業取締役等の参加の下に、問題点を把握し、改善すべき点を整理しており相応である。

企業等との共同研究によって生じた成果の活用において経費収支のないものについては、教授会等のレベルではなく、連携当事者が活動状況を把握する簡潔な体制であり相応である。

学内プロジェクトグループの決定審査の段階において、インタビューを行い、その際に共同研究や研究成果の活用に関する取組について状況を把握している。また学長裁量経費を学内基礎研究充足費としてプロジェクトチームに配分しているが、その際にも、インタビューを行って、状況把握に努めており相応である。

浜松ライフサイエンス研究会、遠州一帯の精密機械工学会、浜松市商工会議所主催の企業との交流会などへ教職員が講師等として参加し、企業等と連携した研究成果の活用に関する改善のアイデアや方法についての意見を把握しており相応である。

■ 貢献の程度（水準）

これらの評価結果を総合的に判断すると、改善のための取組が目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

特に優れた点及び改善を要する点等

研究遂行に関する業績集を作成し、自己申告制による活動状況の把握が行われている。教育研究基盤校費（傾斜配分）による研究プロジェクトの配分に把握した状況を反映させ、また、優秀者には特別昇給などの実施を施すことで、改善に結びつけている点は特に優れている。

評価結果の概要

1. 研究活動面における社会との連携及び協力の取組

浜松医科大学においては、「研究活動面における社会との連携及び協力」に関する取組や活動として、研究情報の提供、産学交流会、講演会、講習研修会、セミナー、民間企業等との共同研究、受託研究、奨学寄附金の受入れ、各種審議会・委員会等への参加などが行われている。

評価は、適正な計画と教職員の適切な参加、ニーズを取り込むシステム、設備・施設の有効利用、適切な計画・準備・責任体制、地域に適した活動の各観点に基づいて、取組や活動及びそれを実施するための体制が、目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて行った。

これらの評価結果を総合的に判断すると、取組は目的及び目標の達成に十分に貢献している。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、浜松という地域社会の特徴に着目し、光技術、精密機械等の地場産業を生かして、地元企業と巧みな研究連携のネットワークを構築している点を特に優れた点として取り上げている。

2. 取組の実績と効果

評価は、連携（協力）活動の実績、研究成果の活用の実績の各観点に基づいて、当該大学での取組や活動の成果から判断して、目的及び目標において意図する実績や効果がどの程度挙げられたかについて行った。

これらの評価結果を総合的に判断すると、目的及び目標で意図した実績や効果が十分に挙げられている。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、治験センターでの新薬の臨床試験は依頼企業の満足度が高い点を特に優れた点として、また、浜松ライフサイエンス研究会が過去 19 年間継続しており参加者の満足度が高い点を特に優れた点として取り上げている。

3. 改善のための取組

評価は、取組状況や問題点を把握する体制や取組の各観点に基づいて、「研究活動面における社会との連携及び協力」に関する改善のための取組が適切に実施され、有効に改善に結びついているかについて行った。

これらの結果を総合的に判断すると、改善のための取組が目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。

「特に優れた点及び改善を要する点等」としては、教育研究基盤校費（傾斜配分）による研究プロジェクトの配分に把握した状況を反映させている点、また、優秀者には特別昇給などの実施を施すことで、改善に結びつけている点を特に優れた点として取り上げている。

意見申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該機関に対して評価結果を示し、その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びにヒアリングにおける意見の範囲内で、意見がある場合に申立てを行うよう求めた。機構では、意見の申立てがあったものに対し、その対応について大学評価委員会等において審議を行い、必要に応じて評価結果を修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該機関からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 改善のための取組</p> <p>【評価結果】 1.平成10,12年度の自己点検・評価を行い報告書を刊行しているが研究連携としての内容は共同研究のみであり,その他の取組や活動について自己点検・評価は行っておらず問題がある。</p> <p>2.光技術の医学応用に関しては,年に1回メディカルホトニクス・シンポジウムを開き,企業側と大学側研究者が一同に会して,3件程度のプレゼンテーションに対し検討している。また,学長と企業側責任者との月1回程度の懇談も行っており相応である。</p> <p>3.テレパソロジーの推進プロジェクトにおいては,大学執行部と相手企業取締役等の参加の下に,問題点を把握し,改善すべき点を整理しており相応である。</p> <p>【意見】 1.問題があるより,相応であると評価して頂きたい。</p> <p>2.相応というより,優れていると評価して頂きたい。</p> <p>3.相応というより,優れていると評価して頂きたい。</p> <p>【理由】 1.連携の取組について共同研究のみを扱いその他の活動について自己点検評価をしなかったと記載したが,実際には,これは評価基準を誤解したもので,統計項目としては共同研究のみの取り扱いであったが,「研究プロジェクト」の項目など随所に自己評価としては,その他の活動について取り扱った。特に,QOL向上に係る保健所との連携活動や,調査活動については沢山の内容が有り,したがって,問題があるより,相応であると評価して頂きたい。</p> <p>2.光技術の医学応用に関してはその課題が多数に昇ることから,各課題ごとの研究担当者と企業担当者との間の個別のミーティングは多数行われているところであり(報告済み),その結果の問題点は随時学長に伝えられており,実際にそのような経路による改善の実績が3点以上あった(この点は自己評価書,インタビューにおいて強調する機会を逸した)。これは,本学の主催するメディカルホトニクスコースでの,講義室や冷房装置の</p>	<p>【対応】 原文のままとした。</p> <p>【理由】 評価結果は,大学から提出された自己評価書及びヒアリングでの意見を根拠として取りまとめることとしているが,大学から申立てのあった内容は,自己評価書及びヒアリングにおいて説明がなく,申立てにおいて新たに示されたものであるため,修正しなかった。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>使用に関して、使用料を徴収するかどうかというような問題であったが、ミーティングを通しての支援する企業側からの要望を最終的に学長が受け入れる形で大きく改善につながるという実績があった。形式的でない会議から実質的な解決が生まれている点は、相応というより優れていると評価して頂きたい。</p> <p>3.スペースの不足から、既出の自己評価書には記載しなかったが、テレパソロジー推進に当たっては、先進の外国モデル地区としてノルウェーへ学内担当者を委任経理金により2回延べ4名派遣し、その運用状況、問題点把握につとめ改善への取組とした。連携企業の担当者も同地区に多くの人材を送り調査活動を行った。帰国後それらの結果について話し合い、推進の方向性と次期計画設定に繋げた。一つの連携研究に対し、このようなことを行う例は少ない。よって、相応というより、優れていると評価して頂きたい。</p>	

特記事項

大学等から提出された自己評価書から転載

補足：大学は企業ほどには目的目標が集束していない。社会の多様な要請に応える能力を持つ開かれた大学になることと、全学が一つの意図を持って組織的に社会と連携活動をするには、両立しない面がある。両者には、異なる方向の動機がある。本学は、前者の傾向を持つが、大学がシステムとして取り組む事項と、個人の資質能力に着目してそれを生かす取り組の両方が相俟って、高度な社会連携協力活動が実現するものであろう。

活動の困難性：社会との連携活動には従来の見方では大学の活動といえないものが混在している。これまでは、大学に経費を払うか大学から支払われなければ公的なものとしにくい扱いであった。これが、評価できる活動をも妨げてきた。目的目標を設定した今回の評価作業は、「全学的なもの」の定義を変える大きな意義があった。

改革課題：社会連携協力活動は、学内の教職員にとってさえも、何があり、協力参加ができるのか、情報をとれるのか、といったことが分かりにくい状態である。今回まとめた資料がホームページ等に掲載され、相互の活動の活性化に寄与し、より社会の広い範囲の協力が得られるようにすることは今後の課題であり、この評価報告書の価値でもあろう。しかし、大学のように大きな組織が、すべての情報を開示する労力は多大であり、どのような情報を開示すべきかの選択それ自身も課題である。たとえば、企業にとっては、競争的観点から、名前が出ることを避けたい意向もありうる。これは、大学の公的な性格と企業の利益追求的性格の軋轢ともいえる。個性ある大学の追求は、公的性格との決別を意識しながらのものとなる。この問題の調和ある解決が社会連携活動の最も大きな課題となるであろう。

将来構想：将来を考えると、大学の法人化を無視できない。今回の評価は、どちらかという活動の数が多いことを主たる基準にした。それは、これまでの連携活動が、評価を意識して行われたのではなく、自然に行われたものだからである。将来的には、評価されることを意識したものとなり、より活動の質が問われることになる。法人化された場合、法人の執行部に地域や企業、他の公的機関の代表等が有機的に加わって、地域連携を考えられるような形が実現すれば、活動は、このような報告書ではなく、実質的な評価を意識したものとなるであろう。